

# 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション 運営規程

## 【事業の目的】

第1条 標茶町長 佐藤吉彦が開設する標茶町立病院（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

## 【運営の方針】

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、個別訓練及びその他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、個別訓練及びその他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もつて要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

## 【事業所の名称等】

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 標茶町立病院 通所リハビリテーション
- (2) 所在地 川上郡標茶町開運4丁目1番地

## 【職員の職種、員数及び職務の内容】

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務、医師兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者  
医 師 3名（常勤兼務）  
理学療法士 2名（常勤兼務）  
作業療法士 2名（常勤兼務）

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

## 【提供日及び提供時間】

第5条 事業の提供日及び提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 提供日 毎週月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) サービス提供時間 ①午前9時45分から午前11時まで、  
②午後2時15分から午後4時10分まで、

## 【通所リハビリテーションの利用定員】

第6条 指定通所介護の利用定員は、30名とする。

## 【通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等】

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

- (1) 器具等と使用した訓練
- (2) 日常生活動作を通じた訓練
- (3) レクリエーションを通じた訓練
- (4) 創作活動
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) リハビリマネジメント
- (8) その他

2 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

## 【通常の事業の実施地域】

第8条 通常の事業の実施地域は、標茶町立病院を中心とする半径3キロメートル以内の範囲（標茶町旭、富士、桜、平和、麻生、開運、川上、常盤、南標茶、北標茶、字ルルランの一部、字上茶安別の一部、字多和の一部、字栄の一部、字厚生の一部）とする。

## 【サービスの利用に当たっての留意事項】

第9条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービスを受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

## 【非常災害対策】

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に非難・救出訓練を行う。

## 【虐待防止に関する事項】

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2. 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村

に通報するものとする。

### 【その他運営についての留意事項】

第12条 事業所は、従業員の質的向上を図るため、その研修の機会を確保する。

2 従業員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、開設者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年6月16日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和4年8月1日から施行する。

附則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。